

# 再エネの有効活用に向けた 託送料金の割引メニューについて

関西電力送配電株式会社

- 当社はカーボンニュートラルに向けて、2023年4月1日より電化や上げD R（デマンドレスポンス）による需要応動を後押しする託送料金メニューの見直しを実施しました。
- 見直し内容は、「**ピークシフト割引**」と「**自家発補給電力の特別措置**」の適用範囲の拡大です。
- 適用範囲の拡大により、割引対象時期の予見性を高め、自家用発電設備を保有するお客さま等が上げD Rをより実施しやすい環境となるよう支援します。
- 本資料は「ピークシフト割引」と「自家発補給電力の特別措置」に関する概要説明資料です。
- 「ピークシフト割引」および「自家発補給電力の特別措置」の適用をご希望される場合は、託送供給等約款に基づく申込手続きが必要となるため、ご契約中の小売電気事業者を通じて当社ネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。（お問い合わせ窓口は[こちら](#)）

## <2023年3月31日までのピークシフト割引>

- 負荷移行により1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の料金について、夜間時間において昼間時間での最大需要電力等を上回る増分電力のうち、負荷移行によって昼間時間から夜間時間に移行した電力（ピークシフト電力）に応じて基本料金の割引を実施していました。

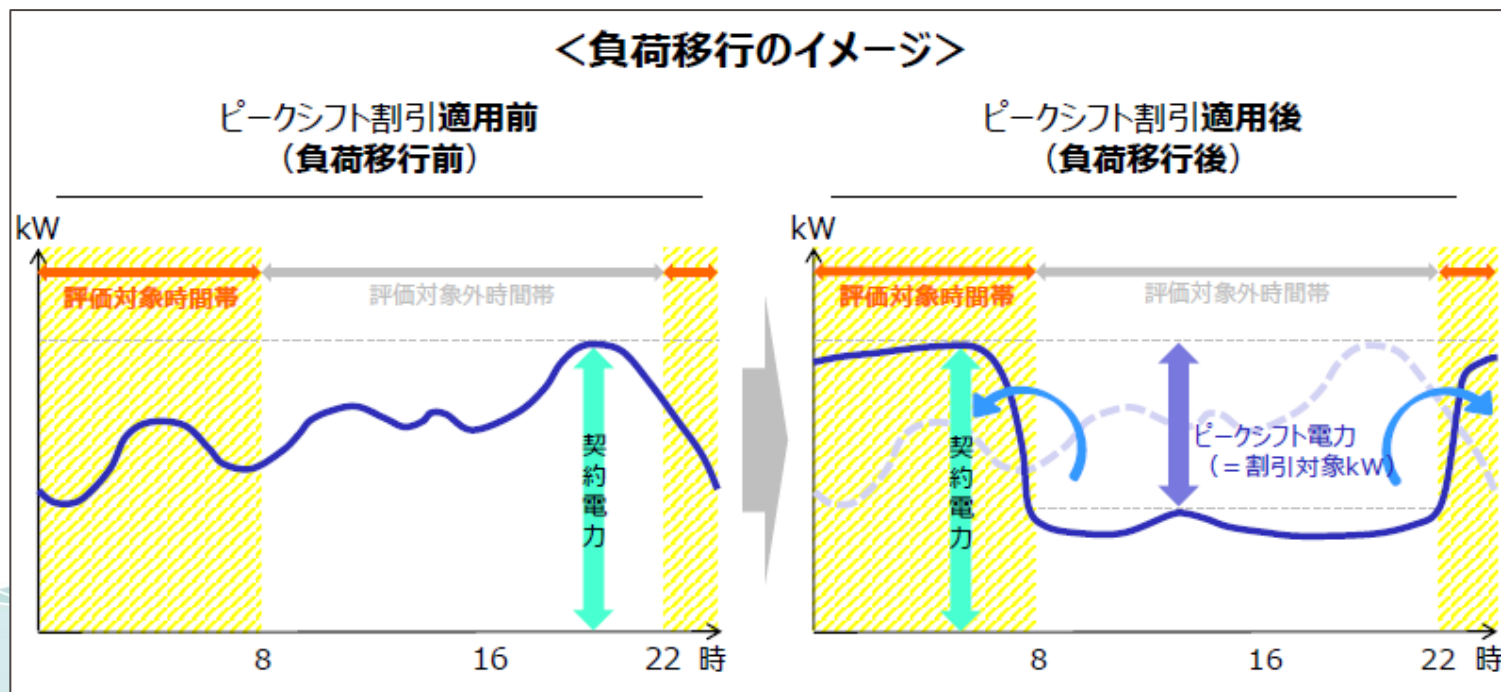
→ **2023年4月1日より、負荷移行時間帯の適用範囲を拡大しました。（次頁参照）**

## <参考>

昼間時間：8時から22時までの時間をいいます。（日曜、祝日等を除く）

夜間時間：昼間時間以外の時間をいいます。

経済産業省 第42回総合資源エネルギー調査会 (2022.10.20)系統ワーキンググループ 資料5抜粋



## <2023年4月1日以降の新たなピークシフト割引>

○ 再エネ発電設備の出力抑制の蓋然性が高い時間帯を割引対象として、以下2点を拡大しました。

【拡大範囲：①軽負荷時期（4,5,10,11月）の土曜日の8時～16時 ②再エネ出力抑制時※】

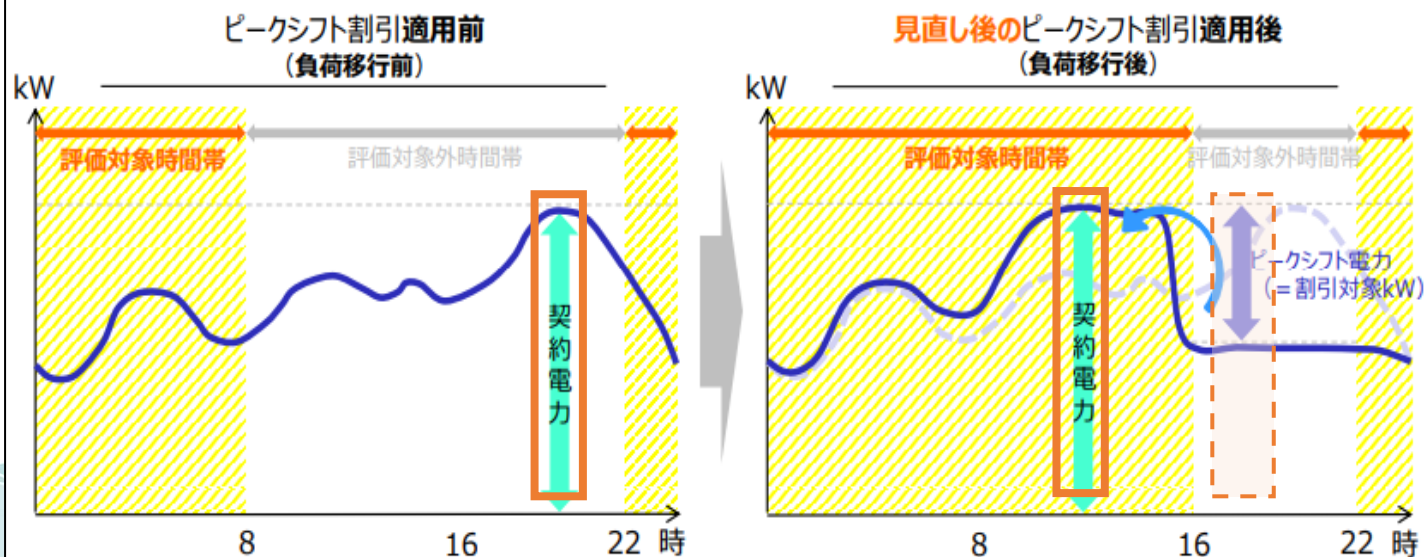
※ 再エネ出力抑制の実施の可能性を公表した日時を含みます。

## <割引イメージ>

○ 昼間時間（例：20時）に需要の最大電力となる計画の地点が、軽負荷時期の12時に負荷を移行した場合、これまでのピークシフト割引では、12時は「昼間時間」であるため、負荷移行の対象とはなりませんでしたが、2023年4月1日より、ピークシフト電力として割引をすることが可能となりました。

経済産業省 第42回総合資源エネルギー調査会（2022.10.20）系統ワーキンググループ 資料5抜粋

<ピークシフト割引の適用範囲拡大の例：評価対象時間帯に軽負荷月（4月等）の土曜日8時～16時を追加>  
※各エリアの需給状況等の観点から、各社の見直し内容には差異が生じる場合もある



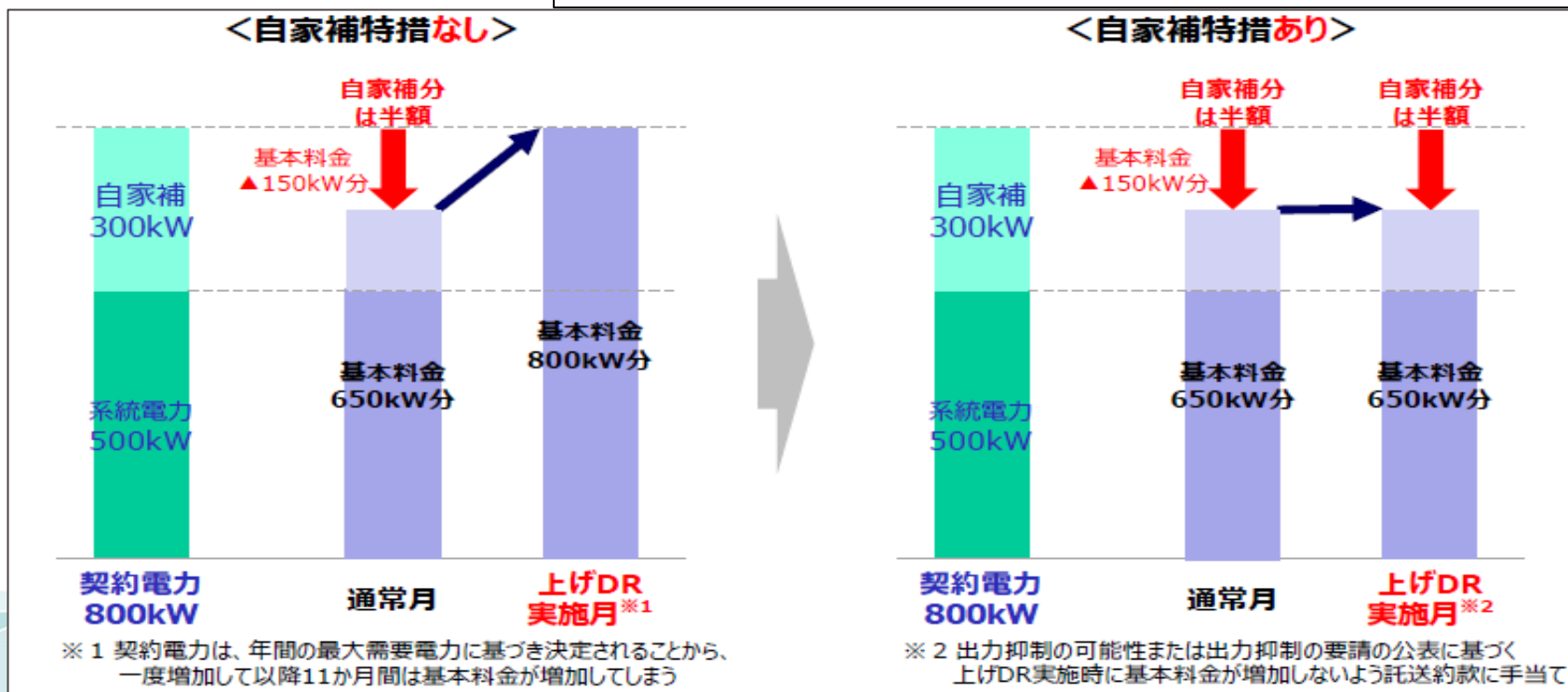
## <自家発補給電力の特別措置について>

- 発電設備の停止等により生じた不足電力の補給にあてるための電気（自家発補給電力）をご使用の場合、原則として当該ご使用分について基本料金をご負担いただくところ、2023年3月31日までは、一般送配電事業者が再エネの出力抑制の可能性または要請を公表した場合、出力抑制の対象となる時間における自家発補給電力の使用については基本料金のご負担を軽減する特別措置を設定していました。

→ **2023年4月1日より、適用範囲を出力抑制時<sup>※</sup>に加えて、軽負荷月の対象時間帯についても範囲拡大しました。**

※ 再エネ出力抑制の実施の可能性を公表した日時を含みます。

経済産業省 第42回総合資源エネルギー調査会 (2022.10.20)系統ワーキンググループ 資料5抜粋



## <ピークシフト割引>

<凡例>

◎：新規評価 ○：継続評価 ×：対象外

時間帯	軽負荷月（4,5,10,11月）			その他月		
	平日	土	日祝	平日	土	日祝
8~16時	×	◎	○	×	×	○
16~22時	×	×	○	×	×	○
22~8時	○	○	○	○	○	○



再エネ 出力抑制時*
◎

## <自家発補給電力の特別措置>

時間帯	軽負荷月（4,5,10,11月）				その他月		
	平日		土	日祝	平日	土	日祝
	4月 5月	10月 11月					
8~16時	◎	×	◎	◎	×	×	×
16~22時	×	×	×	×	×	×	×
22~8時	×	×	×	×	×	×	×



再エネ 出力抑制時*
○

※ 再エネ出力抑制の実施の可能性を公表した日時を含みます。